

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成29年12月21日(2017.12.21)

【公表番号】特表2017-501982(P2017-501982A)

【公表日】平成29年1月19日(2017.1.19)

【年通号数】公開・登録公報2017-003

【出願番号】特願2016-535157(P2016-535157)

【国際特許分類】

A 6 1 K 36/83 (2006.01)

A 6 1 K 8/97 (2017.01)

A 6 1 P 35/00 (2006.01)

A 6 1 P 17/06 (2006.01)

A 6 1 P 17/08 (2006.01)

A 6 1 P 17/00 (2006.01)

A 6 1 Q 19/00 (2006.01)

A 6 1 P 37/08 (2006.01)

A 6 1 P 17/02 (2006.01)

A 6 1 K 9/06 (2006.01)

A 6 1 K 9/107 (2006.01)

A 6 1 K 9/12 (2006.01)

A 6 1 K 125/00 (2006.01)

A 6 1 K 127/00 (2006.01)

A 6 1 K 129/00 (2006.01)

A 6 1 K 131/00 (2006.01)

A 6 1 K 133/00 (2006.01)

A 6 1 K 135/00 (2006.01)

【 F I 】

A 6 1 K 36/83

A 6 1 K 8/97

A 6 1 P 35/00

A 6 1 P 17/06

A 6 1 P 17/08

A 6 1 P 17/00

A 6 1 Q 19/00

A 6 1 P 37/08

A 6 1 P 17/02

A 6 1 K 9/06

A 6 1 K 9/107

A 6 1 K 9/12

A 6 1 K 125:00

A 6 1 K 127:00

A 6 1 K 129:00

A 6 1 K 131:00

A 6 1 K 133:00

A 6 1 K 135:00

【手続補正書】

【提出日】平成29年11月7日(2017.11.7)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項 1】

一般的皮膚症、皮膚腫瘍および乾癬の治療における局所適用のために、ヒトおよび動物における医薬、化粧品および薬用化粧品分野で用いられるべきダフネ・ラウレオラ抽出物。

【請求項 2】

皮膚症が、慢性皮膚炎、アトピー性皮膚炎、接触性皮膚炎、脂漏性皮膚炎、非特異的皮膚炎、時折の皮膚炎、ふけ症から選ばれる、請求項 1 に記載の抽出物。

【請求項 3】

乾癬が、尋常性乾癬、滴状乾癬、膿疱性乾癬、紅皮症乾癬、脂漏性乾癬、石綿状癬から選ばれる、請求項 1 に記載の抽出物。

【請求項 4】

皮膚腫瘍が、メラノーマ、基底細胞ガン、有棘または扁平上皮細胞ガン、光線角化症から選ばれる、請求項 1 に記載の抽出物。

【請求項 5】

生ものおよび乾燥物の両方の、ダフネ・ラウレオラ植物の花、果実、葉、茎および根からの液体、半固体または無水形態である、請求項 1 ~ 4 のいずれかに記載の抽出物。

【請求項 6】

ダフネ・ラウレオラの抽出物ならびに1種以上の医薬的、化粧品的および薬用化粧品的に許容しうる成分を含む、医薬、化粧品および薬用化粧品組成物。

【請求項 7】

医薬的、化粧品的および薬用化粧品的に許容しうる成分が、皮膚軟化剤、保湿剤、増粘剤、乳化剤、着色剤、界面活性剤、消毒剤、抗酸化剤、緩衝剤、艶消し剤、剥離剤、芳香剤など、精油、ビタミン、UVフィルター、コラーゲン、エラスチンおよびその混合物から選ばれる、請求項 6 に記載の医薬品、化粧品および薬用化粧品組成物。

【請求項 8】

たとえば、ゲル、ローション、ミルク、エマルジョン、フォームなどの液体製剤；クリーム、軟膏、スティックなどなどの固体または半固体製剤として製剤された、請求項 6 ~ 7 のいずれかに記載の組成物。

【請求項 9】

シャンプー、クレンジングミルク、トニックウォーター、水性溶液、アルコール溶液、含水アルコール溶液、マスク、エマルジョン、水系ゲル、リボゲル、フェイスおよびボディオイル、薬用パッチとして製剤された、請求項 6 ~ 8 のいずれかに記載の組成物。

【請求項 10】

一般的皮膚症、皮膚腫瘍および乾癬の治療における局所適用のために、ヒトおよび動物における医薬、化粧品および薬用化粧品分野で用いられるべき、請求項 6 ~ 9 のいずれかに記載の組成物。

【請求項 11】

皮膚症が、慢性皮膚炎、アトピー性皮膚炎、接触性皮膚炎、脂漏性皮膚炎、非特異的皮膚炎、時折の皮膚炎、ふけ症から選ばれる、請求項 10 に記載の組成物。

【請求項 12】

乾癬が、尋常性乾癬、滴状乾癬、膿疱性乾癬、紅皮症乾癬、脂漏性乾癬、石綿状癬から選ばれる、請求項 10 に記載の組成物。

【請求項 13】

皮膚腫瘍が、メラノーマ、基底細胞ガン、有棘または扁平上皮細胞ガン、光線角化症から選ばれる、請求項 10 に記載の組成物。

## 【請求項 14】

浸出液、煎出液、冷浸、パーコレーション、超音波およびノまたはマイクロウェーブによって補助された継続的攪拌下での抽出、超臨界流体を用いる抽出から選ばれる、ダフネ・ラウレオラから抽出物を得る方法。

## 【請求項 15】

抽出が、水、エタノール、グリセロール、プロパノール、ブタノール、アセトン、エチレン-、プロピレン-およびブチレン-グリコールなどのグリコール、酢酸エチル、ヘキサン、塩化メチレン、メタノール、エーテルおよびその混合物から選ばれる極性溶媒の存在下で行なわれる、請求項 14 に記載の方法。

## 【請求項 16】

抽出に続いて、液体、半固体または無水抽出物が得られるまで、蒸発または凍結乾燥による濃縮が行なわれる、請求項 14 ~ 15 のいずれかに記載の方法。

## 【請求項 17】

抽出が、生ものおよび乾燥物の両方の、ダフネ・ラウレオラ植物の花、果実、葉、茎および根から行なわれる、請求項 14 ~ 15 のいずれかに記載の方法。

## 【請求項 18】

局所適用による一般的皮膚症、腫瘍および乾癬の治療のための、医薬、化粧品または薬用化粧品の製造におけるダフネ・ラウレオラのフィトコンプレックスまたは抽出物の使用

。